



東京都世田谷区上馬 4 丁目 27 番 17 号  
株式会社 ユナイテッド システムズ パートナーズ

## ライセンス契約書

### 『 騎士 (ナイト) ストレート 』

『騎士 (ナイト) ストレート』(以下 「本システム」という) は、株式会社ユナイテッド システムズ パートナーズ(以下 「当社」という) の制作した著作物であり、本システムに関する全ての知的財産権は「当社」に帰属します。

本システムの購入者は、本システムを使用するにあたって、以下に示す本ライセンス契約の各条項に同意するものとします。

#### 【本システムの購入者が使用許諾を受けるにあたって同意すべき項目】

- 1) 本システムの購入者は、本システムには、企業固有の情報及びその他のシステムに関する固有の情報が含まれていることを認識します。
- 2) 「当社」は、本契約書の全ての項目に同意することを条件として、本システムの使用許諾を本システム購入者に供与します。尚、当使用許諾は非独占的、非排他的なものです。ただし、本システムの使用許諾を受けた者(以下 「ライセンス契約者」という。)は、本システムに関する知的財産権などの権利は一切所有せず、また、これらを主張することもできません。なお、当該使用許諾の権利は、「当社」の事前の書面による承認がある場合を除き、第三者に譲渡することは出来ません。
- 3) 本システムにはトレード(取引)を行う上での有益な情報が含まれている為、ライセンス契約者は、本システムの内容を機密情報として取り扱い、本システムに関する情報を第三者へ公開し、または当該情報を第三者との間で共有することはできません。
- 4) 本システムの内容の全部または一部が第三者によって使用・占有されている事実が確認された場合、または本ライセンス契約者に本契約事項への違反行為があつ

た場合には、「当社」は、本契約を解除することができます。この場合には、本ライセンス契約者は直ちに本システムの使用を止め、本システムによるトレーディング・プログラム等の化体した物、資料等一切の物を「当社」へ返還しなければなりません。なお、この場合においても、本システムの購入代金は「当社」に帰属し返還しません。

5) 本システムは「当社」の知的財産であるため、本ライセンス契約者は、事前の書面による「当社」の承認がある場合を除き、本システムを模倣もしくは複製することはできません。

6) 本ライセンス契約者は、本システムが他の者にもその使用許諾が与えられることに同意します。ただし、これは「当社」が本システムを公にすることを意図したのではなく、また本システムを機密情報として扱わないことを意図するものではありません。

7) 本システムは、個人使用の目的のみに限定されています。このため、「当社」からの事前の書面による承認なく他人への投資助言を行うことや、ユーザーの個人口座以外の口座を用いてのトレード（取引）を行うことはできません。

本契約書において特に明示されているもの以外、「当社」が保証するものは一切ありません。本ライセンス契約者は、トレード（取引）手法に関するいかなる保証もなく、その商品性その他一切の目的が満たされる保証はないことを理解します。

「当社」は、本ライセンス契約違反や、本ライセンス契約に基づく義務の不履行から生じる損害について一切の法的責任を負わず、責任があった場合でも、「当社」の法的責任は本システムの購入代金の総額を上回らないものとします。また、「当社」は、納品の遅延、システムの供給、契約上のサービスに対する損害に対して一切の法的責任を負いません。本ライセンス契約者は、先物取引に関連する事項及びシステム使用上の全てのリスクに対する責任を負うものとします。

「当社」は、投資助言を行うものではなく、またシステムを利用することで利益の確保に繋がることを保証しません。

設定されたロジックに基づき算出された成績には、自ずと限界があります。実際のトレード（取引）で同じ結果が出ることは保証されていません。また流動性の欠如など市場要素に伴う影響もあり、その結果が左右されることもあります。実際のトレード（取引）は自己責任で行っていただくこと、又 日経先物指数などデリバティブ系のトレード（取引）では予想を越えた損害を蒙ることがあることをご承知ください。

8) 本ライセンス契約及び本ライセンス契約の履行は、日本国の法律に準拠し、また

これに関連する紛争の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

本ライセンス契約者による契約事項の不履行が生じた場合は、「当社」は合法的な処置をとるものとし、本ライセンス契約者は弁護士費用を含む全ての裁判費用を負担するものとし、

9) 本ライセンス契約者は、本ライセンス契約以前に交わされた「当社」との間の会話内容や説明内容、覚書、合意書等は全て無効とし、本ライセンス契約事項のみを両者の合意内容として取り扱うものとし、

また、今後行われる可能性のある「当社」からの説明及び報告は「当社」に依拠するものであり、本ライセンス契約者は、本ライセンス契約に関する変更や追加事項に対して合意します。

10) 本ライセンス契約は、本契約当事者と各々の相続人及び譲受人等の利害関係者にも効力を生ずるものとし、それぞれ本契約の履行義務を負うものとし、

11) 本ライセンス契約の一部の条項が無効または実施不可と裁定された場合であっても、他の残された条項にはその影響を及ぼすことはなく、依然として有効なものとし、本契約当事者等は引き続き本契約の履行義務を負うものとし、

本システム購入者は本契約内容を理解し、『騎士（ナイト）ストレート』の購入者であること及び本ライセンス契約の当事者であることに同意します。

以下余白